

環政第1731号
平成17年12月22日

金沢市長 山出 保 様
(金沢市環境総務課扱い)

石川県知事 谷本 正憲

新廃棄物埋立場建設事業に係る環境影響評価方法書に対する環境保全の見地からの意見について

平成17年8月17日に送付された標記環境影響評価方法書について、ふるさと石川の環境を守り育てる条例第207条第1項の規定により、別紙のとおり意見を述べます。

(事務担当)
石川県環境安全部環境政策課
規制指導グループ 堀(4225)
TEL:076-225-1463
FAX:076-225-1466
Email:horish@pref.ishikawa.jp

(別 紙)

新廃棄物埋立場建設事業に係る環境影響評価方法書に対する意見

新廃棄物埋立場建設事業に係る環境影響要因の抽出、環境影響評価項目の選定及び調査・予測・評価の方法については、環境影響評価技術指針に沿っており、おおむね妥当である。

しかしながら、調査等において下記の点に留意され、環境保全に万全を期されたい。

記

1 全般的な事項

- (1) 調査については、詳細設計の段階で、計画を変更せざるを得ない場合にも、手戻りのないよう、調査地点、調査頻度等を設定すること。
- (2) 浸出液処理設備の処理能力、新埋立場の浸出水が処理可能かどうかを調査し、現在の処理能力で処理できなければ、その他の方法を選択する等下流域に影響を及ぼさないような処理方法を検討すること。

2 個別的事項

- (1) 水質汚濁
 - ① 調査地点については、水質変動の影響把握のため、バックグラウンドを把握できる調査地点を処理施設の上流部に選定すること。また、事業実施区域下流域の調査地点の選定では、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に基づき、選定すること。
 - ② 地下水の挙動を把握するため、地下水調査地点を事業実施区域の下流方向で地点の増設を検討すること。
- (2) 植物
希少種等について十分な現地調査を実施し、確認された植物の重要な種については、学識経験者の意見等を参考に、保全対策を実施すること。
- (3) 動物
希少種等について十分な現地調査を実施し、確認された動物の重要な種については、学識経験者の意見等を参考に、保全・保護対策を実施すること。

(4) 生態系

猛禽類の冬季生息地の重要性を考慮し、猛禽類調査は繁殖期以外に冬季にも十分分配して調査すること。

(5) 文化財

現段階で石切丁場跡は未確認だが、石切丁場が重要な文化財として位置づけされているので、事業区域内において確認のため現地踏査すること。